

# 古文書を読む会学習記録

作成日 平成28年10月18日

開催日	平成28年10月13日	時 間	10:00～12:00
場 所	区役所リハーサル室	出席人数	15名
講 師	真田雅行氏	作成者	杓掛勝利
テーマ	第一学習 赤井村石井家文書 ⑩		
概要	<p>文化七年(1810年)赤井村の「御用富(留)置帳」を引き続き学習</p> <p>○米の値段と諸色の値段</p> <p>1)7月15日付廻状(前回学習)で通達の7月8日付水野出羽守様御書付: 近年米値段が下ったのに、諸色の値段は高値で庶民が難渋している。酒・味噌等米から造る品は勿論、その他の諸色も米を元に値を決める道理だが、米値が安値なのに諸色の値段を徐々に引き上げており、不埒である。以後米値に応じて諸色の値段を引き下げるべし。値段を下げて品質を落としては意味がないので、正しく売買をする様に商売関係者に申付けること。その上で猶値段を下げない場合には、関係者を僉議し、必ず曲事を申付けるべし。この旨国々に触れてあるので、諸色仕入元値段を引き下げしなかつたり、買占め等する者が居たら、手近の商人共から訴え出るべし、若しそのままに捨て置いた場合は、是又曲事に処せられるべし、以上 7月</p> <p>2)上記の通り触れを出したので、私領内国産物は領主・地頭が元値段を細かく吟味して値を下げるよう申付けるべし。若し元値段を引き下げず又は訴え出ないことが伝わってきた場合は領主・地頭の落ち度となると強く申付けられた。</p> <p>3)廻状で御上の御意を得た。については先の御触書に猶又御達しの事が有るので、御相談申したい。そこで明23日朝五ツ時、村々御当役は印形を持参、本人が北川宅へ御集り成されたい、以上。 卯7月22日 北川武左衛門</p> <p>○泥亀新田の藻草切取</p> <p>廻状を以って啓上致します。秋暑多分ですが、各位いよいよ御清栄、御勤役成され、目出たく存じます。ところで、瀬戸橋内新田地で藻草切り取る事は地味が薄くなるので、以前差止めとしましたが、近来乱れた様子なので止むを得ず御願い申し上げます。どうか是迄の通り藻草切取りは御遠慮下されたく存じます。この段御小前衆中へ宜しくお伝え下さるべく、先ずは如此御願いします、以上。卯8月3日泥亀新田名主 嘉重郎 洲崎村、町谷村、赤井村、寺前村、宿村、谷津村、三分村 右名主中様</p> <p>○殿様御予定</p> <p>1)殿様当14日御出発、同15日御着の予定、村々前々の通り道・橋の掃除等その他の儀可相心得候、以上。卯9月8日 役所</p> <p>2)来る14日御出発予定のところ、御疝氣と足痛の為、暫く延期、猶又日取りは追って発表されるので承知奉るべし、以上。卯9月10日 役所</p> <p>3)殿様来る10月4日御出発、翌5日御着の予定、村々前々の通り可相心得候、以上。</p> <p>○於西丸、御男子御誕生 文政2年9月16日大久保加賀守様御書付: 先だつて西丸に於いて、御男子様御誕生されましたが、思し召しがあり、表向き御披露目遊ばされなかつたのですが、近々御披露目されるとのこと。御名は嘉千代様と参らせられ御廉中様が御養育され、追って御披露目仰せ出だされる迄は是迄の通りと心得、御祝儀等申し上げるに及ばず、右の通り向々へ相達さるべく候、9月。</p> <p>○8、9、10月分の年貢及び国役高掛金を指定通り上納すること。</p> <p>「金沢より保土ヶ谷宿迄」および「金沢より藤沢迄」の宿賃等の規定は省略。</p>		
次回予定	平成28年10月27日 10:00～12:00 於: 金沢公区役所リハーサル室 第二学習 芭蕉翁終焉記 ①		